設備投資をご検討中のお客様へ
【無料個別相談会のご案内】

クローズアップ！
投資減税

設備投資を行う企業に対して、政策により、様々な税優遇が用意されています。
工場・倉庫・営業所・店舗等を新設又は増改築する場合、
機械等を新規導入する場合は税制の優遇が受けられる可能性がございます。
※詳細は裏面をご確認下さい。

開催日

■2021年2月　5日(金)　13：00～18：00
■2021年2月17日(水)　13：00～18：00
※上記日程にてご都合が合わない場合は一度ご相談下さい

開催場所

■北見商工会議所　セミナールーム
※北見商工会議所へお越し頂くことが難しい場合は一度ご相談下さい

開催方法

■テレビ会議
北見商工会議所と相談担当者を、テレビ会議で繋いで相談会を実施致します。

申込方法

■申込用紙をFAX又は、お電話にてお申込み下さい。
«セミナー申込先»
北見商工会議所　地域振興部
TEL:0157-23-4111
FAX:0157-22-2282

参加費無料！
ぜひこの機会
にご相談を！

相談担当者

■野村証券株式会社　旭川支店　安藤　瑛将
■税理士法人山田＆パートナーズ　パートナー　金 寛昇（税理士）
スタッフ　工藤 雄輔

「個別相談会」 申込書
北見商工会議所　地域振興部　行　«FAX 0157-22-2282»

希　望　日	2021年2月5日（金）　・　2021年2月17日（水）		
希望時間	13：00～　・　14：00～　・　15：00～　・　16：00～　・　17：00～		
会　社　名		担当者名	
連　絡　先	―　　―	投資対象	建物　・　機械　・　その他（　　）
業　　種	製造　・　建設　・　小売　・　サービス　・　飲食　・　不動産　・　運送　・　娯楽　・　その他（　　）		

◆ご希望の日程に〇を記載してください
◆申込期限　個別相談会開催日の2日前まで

税制・対象設備及び要件

制度1 中小企業経営強化税制 ※詳細は裏面をご確認下さい

令和5年3月末(令和3年度税制改正大綱による)までに、青色申告書を提出する中小企業者等が中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合には、**「取得価額の100%償却」**または、**「最大10%の税額控除」**を選択適用することができます。

制度2 地域未来投資促進税制 ※詳細は裏面をご確認下さい

令和5年3月末(令和3年度税制改正大綱による)までに、青色申告書を提出する法人で地域未来投資促進法に規定する承認地域経済牽引事業者であるものが、同法に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき、先進性を有すること等の主務大臣の確認を受け、適用対象資産の取得等をし、承認地域経済牽引事業の用に供した場合には、**「取得価額の最大50%の特別償却」**または、**「最大5%の税額控除」**を選択適用することができます。

制度3 生産性向上特別措置法による支援 ※詳細は裏面をご確認下さい

令和5年3月末までに、先端設備等導入計画の認定を受けた中小企業者等のうち、一定の要件を満たした場合、先端設備等に係る**固定資産税の課税標準を3年間ゼロ～1/2**に軽減されます。

制度		税制優遇 特別償却	税制優遇 税額控除	対象設備	要件
【制度①】中小企業経営強化税制	A類型	100%	10% 資本金3,000円超の中小企業者等は7%	●建物附属設備の一部（60万円以上） ●機械装置（160万円以上） ●測定工具及び検査工具（30万円以上） ●器具備品の一部（30万円以上） ●ソフトウエアの一部（70万円以上）	①中小企業者等（中小企業等経営強化法第2条第2項） ②経営強化法の認定 ③生産性が旧モデル比年平均1%以上改善する設備 ④中古資産・貸付資産以外の資産 ⑤国内への投資
	B類型	100%	10% 資本金3,000円超の中小企業者等は7%	●建物附属設備（60万円以上） ●機械装置（160万円以上） ●工具（30万円以上） ●器具備品（30万円以上） ●ソフトウエア（70万円以上）	①中小企業者等（中小企業等経営強化法第2条第2項） ②経営強化法の認定 ③投資利益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備 ④資産の引渡しを受ける前までに手続きが必要 ⑤中古資産・貸付資産以外の資産 ⑥国内への投資
	C類型	100%	10% 資本金3,000円超の中小企業者等は7%	●建物附属設備（60万円以上） ●機械装置（160万円以上） ●工具（30万円以上） ●器具備品（30万円以上） ●ソフトウエア（70万円以上）	①中小企業者等（中小企業等経営強化法第2条第2項） ②経営強化法の認定 ③遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかに該当する設備 ④中古資産・貸付資産以外の資産 ⑤国内への投資
【制度②】地域未来投資促進税制		40% 付加価値向上要件を満たす場合は50%	4% 付加価値向上要件を満たす場合は5%	●機械装置 ●器具備品 （取得価格の合計額が2,000万円以上のもの）	①県・市が指定する事業分野の地域中核企業 ②大企業については所得要件、賃上げ要件、設備投資要件を満たす必要がある ③着工前に自治体の事業計画認定が必要 ④取得前に国による先進性の確認が必要
		20%	2%	●建物・建物附属設備・構築物 （取得価格の合計額が2,000万円以上のもの）	
【制度③】生産性向上特別措置法による支援		固定資産税の課税標準を3年間ゼロ～1/2に軽減		●建物附属設備（60万円以上） ●構築物（120万円以上） ●機械装置（160万円以上） ●測定工具及び検査工具（30万円以上） ●器具備品（30万円以上） ●事業用家屋（300万円以上） ※設備の販売開始日により適用できない場合がございます。	①中小企業者等（中小企業等経営強化法第2条第1項） ②生産性の向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上していること ③先端設備等導入計画の認定を受けること ④生産、販売活動等の用に直接供されるもの ⑤中古資産でないこと

野村證券株式会社 旭川支店 概要

お申込み・お問い合わせ

野村證券株式会社 旭川支店 TEL0166-23-1181（代） 〒070-0035 旭川市五条通9丁目右1号

総合ダイヤル： 0570-077-000（通話料金が掛かります）

【利用できない場合】042-303-8100 ご利用の際には、電話番号をお間違えのないようにご注意ください

（平日 8：40～19：00 土日 9：00～17：00 ※祝日・年末年始を除く）

野村證券ホームページ ： https://www.nomura.co.jp/

税理士法人山田＆パートナーズ 法人概要

法人名	税理士法人 山田＆パートナーズ
代表者	統括代表社員 三宅 茂久
本社所在地	東京都千代田区丸の内1-8-1 丸の内トラストタワーN館
設立	1981年4月1日
人員数	742名（2020年1月時点）

それ、野村にきいてみよう。 野村證券

Grant Thornton 税理士法人 山田＆パートナーズ